

市政情報

狂犬病予防注射はお済みですか

生後91日以上の子犬は、年1回の狂犬病予防注射と注射済票の交付を受けることが義務付けられています。今年度に狂犬病予防注射を受けていない場合は、動物病院で注射を受け、環境政策課で注射済票の交付手続きをしてください。

また、飼い犬に注射済票をつけることも義務付けられていますので、まだ注射済票の交付手続きをしていない人は、早めに手続きをしてください。

なお、犬が死亡した場合や住所や飼い主が変わった場合も、手続きが必要です。

交付手数料 550円

環境政策課

☎63-5006 23-7700 市HP



中小企業退職金共済制度のご案内

この制度は、中小企業の事業主が、従業員の退職金を準備できる国の退職金制度です。掛金は全額非課税で一部を国が助成、社外積立で管理も簡単です。

中小企業退職金共済事業本部 ☎03-6907-1234



空き家バンク制度

空き家の売却又は賃貸を希望する所有者等から提供を受けた空き家の情報を登録し、公開します。

空き家の売却や賃貸を希望する人

登録申請後、現地調査を行い、登録基準を満たした物件について、市HP等で情報発信を行います。※空き家の登録は無料です。

空き家の利用を希望する人

登録されている空き家から利用を希望する空き家を選び、利用申込みをしてください。交渉、契約などは、協定締結団体の業者が行います。

住宅建築課

☎21-1464 24-8857 市HP



道路に枝や雑草類、看板などがはみ出していないか

歩行者や車両の安全確保のため、土地所有者(管理者)は道路に出ている枝の伐採や雑草類の除草をお願いします。

また、置き看板、商品の陳列、乗入ブロックや鉄板などを道路に設置することは法令違反であり、歩行者や自転車の事故につながる恐れがあります。皆さんが安全に道路を通行できるようにご協力をお願いします。

建設管理課

☎21-1420

25-2760



シラコバト基金への寄附のお願い

県では、誰もが安心して暮らせる地域社会を実現するため、シラコバト基金を設置しています。集まった寄附は、NPO法人等が行う地域福祉活動、ボランティア活動及び障害のある人の生活をサポートする事業への支援に役立てています。シラコバト基金への寄附にご協力をお願いします。

県福祉政策課

☎048-830-3223

社会福祉課

☎21-1455 24-6066 県HP



本人通知制度

本人の代理人や第三者の請求で住民票の写しや戸籍謄(抄)本などを交付したとき、事前に登録をした人に交付の結果を通知する制度です。住民票の写し等の不正請求の抑止や不正取得の早期発見につながります。

登録できる人 市の住民基本台帳に登録のある人、戸籍に記載されている人
持参するもの 登録する人の運転免許証等本人確認ができるもの(代理人が申請する場合は、本人からの委任状が必要)

市民課

☎21-1402 23-2234 市HP



全国一斉「こどもの人権相談」強化週間

さいたま地方法務局と県人権擁護委員連合会は、こどもをめぐる様々な人権問題へ取り組むため、全国一斉「こどもの人権相談」強化週間として、通常の受付時間を延長する等、一人でも多くのこどもたちから相談を受け付けます。秘密は厳守します。

8月23日(水)～29日(火)

午前8時30分～午後7時(8月26日(土)・27日(日)は午前10時～午後5時)

相談電話 ☎0120-007-110(無料)

相談担当者 法務局職員、県人権擁護委員連合会こども人権委員会委員

さいたま地方法務局人権擁護課

☎048-851-1000

講座・教室・イベント

インボイス制度の説明会

8月25日(金)、9月27日(水)、10月24日(火) 午前10時～11時、午前11時～正午、午後1時30分～2時30分、午後2時30分～3時30分、午後3時30分～4時30分

東松山税務署

事業者(個人・法人)

10月から開始する消費税インボイス制度に関する説明会。制度概要などの個別説明、インボイス発行事業者の登録要否相談を行います。来場は、公共交通機関をご利用ください。

※インボイスとは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

電話で東松山税務署へ。

個人課税第一部門(個人事業者) ☎22-0991

法人課税第一部門(法人) ☎22-0992



第15回岩殿とうろう祭り



8月9日(水) 午後6時～8時30分(小雨決行) ※前日8日(火) 午後6時からとうろうを点灯します。

岩殿地区内・岩殿観音境内

高坂市民活動センター

☎34-3730 34-3845

戦没者みたままつり



8月16日(水) 午後4時～5時

箭弓稲荷神社記念館

国のために尊い命を捧げられた戦没者を慰める祭典、慰霊行事

社会福祉課

☎21-1455 24-6066

移住促進空き家活用補助金交付制度

市内の空き家を有効活用し、市外から転入する人又は市外から転入する人に空き家を提供する人に対して、補助金を交付します。

対象者 ・空き家バンクの利用申込書を提出した人で、市外から転入して5年以上居住する意思がある人(空き家利用者)
・空き家バンクの登録の決定を受けた空き家所有者で、空き家利用者に空き家を売却又は賃貸する人(空き家所有者)

対象物件 ・市空き家バンクに登録し、売買又は賃貸借するもの

・昭和56年6月1日時点の耐震基準を満たすもの

対象事業 ・空き家利用者による、空き家の購入

・空き家利用者又は空き家所有者が発注する空き家のリフォーム工事

補助金額

対象事業	対象者	補助金の額	補助金限度額	
			基準額	加算額
空き家の購入	空き家利用者	対象事業に要する費用の1/2以内の額	25万円	子育て世帯 5万円 三世帯同居・近居 5万円 市内事業所勤務者 5万円
空き家のリフォーム工事	空き家利用者	対象事業に要する費用の1/2以内の額	20万円	子育て世帯 5万円 三世帯同居・近居 5万円 市内事業所勤務者 5万円 市内業者施工 5万円
	空き家所有者			市内業者施工 5万円

※年度途中で申請が予算額に達した場合は受付を終了することがあります。

申請・問い合わせに必要書類を添付し、住宅建築課へ。☎21-1464 24-8857



市HP

快適で住みよい住宅耐震診断・改修補助金交付制度

地震による既存木造住宅の倒壊等による生命・身体・財産の被害を最小にするため、既存木造住宅の耐震診断と耐震改修に必要な費用の一部を補助します。

補助金交付基準

	対象建築物	補助率	限度額
耐震診断	次の全てに該当するもの ・既存の木造一戸建て住宅(兼用住宅の場合は、住宅以外の部分の床面積が延べ面積の1/2未満であるもの) ・昭和56年5月31日以前に着工されたもの ・階数が2階以下のもの(地階を除いた階数) ・申請者が所有しているもの	1/2	5万円
耐震改修	耐震診断の結果、安全性の「総合評価1.0未満」のもの	23/100	20万円

申請交付申請書に必要書類を添付し、住宅建築課に提出してください。補助金の交付が決定した後に、耐震診断・耐震改修に着手することが補助要件となります(既に着手されているものは対象外です)。

なお、申請手続きを第三者に委任することもできます。

※年度途中で申請が予算額に達した場合は受付を終了することがあります。

住宅建築課 ☎21-1464 24-8857



市HP